

# 神奈川県

## 令和6年度神奈川県小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金

### 1 事業の内容

人手不足が深刻化する小規模事業者が実施するデジタル技術の活用により業務効率化を図る事業に要する経費に対し補助することで、持続的な県経済の発展を目指すため、「令和6年度神奈川県小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金」の公募を開始します。

公募期間	申請方法
令和6年6月3日(月)午前9時から 令和6年11月29日(金)午後5時まで	申請は原則 e-kanagawa 電子申請システムを使用して行ってください。 e-kanagawa 電子申請システムを使用できない方のみ、郵送してください。 郵送先はホームページをご参照ください。

※先着順に申請を受け付け、予算額に達し次第公募を終了します。

※補助金の交付決定日から令和7年1月31日(金)までに実施した事業が補助の対象となります。

### 2 補助制度の概要

補助事業の内容	取組事例	補助率	補助上限額
人手不足の解消や業務効率化に資するシステム導入等	・セルフオーダーシステムを導入し、ホール業務の効率化を図る事業 ・顧客管理システムを導入し、営業業務を効率化する事業 など	補助対象経費の2/3以内	50万円

※同一事業内容で他の補助金の交付を受ける場合、本補助金の交付を受ける事はできません。

### 3 補助対象者

県内の事業所で補助事業を実施する商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条に規定する小規模事業者

### 4 補助対象経費

費目	内容	補助上限額
①IT サービス導入費	補助事業の遂行に必要なシステムの導入・開発に要する経費	—
②機械装置等費	IT サービスを使用するために必要な機械装置等の購入に要する経費	— (ただし、一部上限あり)
③ホームページ作成、改修費	補助事業の遂行に必要なホームページの作成、更新に要する経費	10万円

補助の対象となる事業は、交付決定日から令和7年1月31日(金)までに実施した事業です。

交付決定日以降に「発注・契約・登録・申込等」をし、補助事業の完了日(令和7年1月31日(金))までに「納品・工事完了等」及び「支払い」が完了したものが対象です。交付決定日より前に「発注・契約・登録・申込等」をした場合は、補助の対象となりません。また、令和7年2月1日(土)以降に「納品・工事完了等」又は「支払い」を行ったものも補助の対象となりませんので、十分ご注意ください。

## 5 主な補助要件（その他の補助要件は、公募要領をご確認ください。）

- (1) 「企業経営の未病CHECKシート」を実施し、「店員」や「従業員」にリスク（＝人手不足）があることを確認していること（「店員」や「従業員」の項目が0点でないこと）
- (2) 公益財団法人神奈川産業振興センターが主催する事前相談会への参加、又は、公益財団法人神奈川産業振興センター、各商工会及び商工会議所における個別相談を受けていること
- (3) 営業利益率が向上する事業であること
- (4) 申請者が主体的に事業の遂行を行うこと
- (5) 令和5年4月1日までに創業していること

## 6 事前相談会の開催について

導入したシステム等を有効活用してもらうため、まずは自身の事業のどの部分をデジタル化することが効果的なのかなどについて、事前に相談する機会として、事前相談会を次のとおり開催します。

エリア	日程①	日程②	場所
横浜地区	4月23日（火）	5月16日（木）	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル13階
横須賀地区	4月25日（木）	5月23日（木）	横須賀市日の出町2-9-19 横須賀合同庁舎5階大会議室
厚木地区	5月8日（水）	5月14日（火）	厚木市水引2-3-1 日程①厚木合同庁舎1号館3階C会議室 日程②厚木合同庁舎2号館4階A会議室
平塚地区	5月10日（金）	5月30日（木）	平塚市松風町2-10 平塚商工会議所会議室
小田原地区	5月20日（月）	5月28日（火）	小田原市荻窪350-1 小田原合同庁舎3階E会議室

事業所所在地にかかわらず、どのエリアの相談会でもご参加いただけます。

参加には事前予約が必要です。

## 7 補助金の交付決定等

一定の審査基準に基づき審査内容の審査を行います。審査の結果、補助金の交付を決定した事業者には「交付決定通知書」、それ以外の事業者には「不交付決定通知書」を郵送します。

## 8 支払いまでの流れ

県から交付決定通知書が届いた後に、補助事業に着手（発注・契約・登録・申込等）し、事業の完了（納品・工事完了等及び支払い）後に所定の実績報告書類を提出していただきます。実績報告書類の提出期限は、令和7年2月7日（金）です。実績報告書類の審査により、適正に補助事業が行われたことを確認できた場合のみ、補助金を支払い（振込み）ます。なお、交付決定前の着手は認められません。

※その他、詳しくは、県ホームページ掲載の公募要領をご確認ください。

### 申請・問合せ先

神奈川県産業労働局中小企業部中小企業支援課補助金班

受付時間：平日9時から12時まで／13時から17時まで

電話番号 070-1187-0348、070-1187-0382、070-1187-0435

ホームページ：[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/shokibo\\_digital/r6.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/shokibo_digital/r6.html)